

○長野原町林住宅設置及び管理に関する条例施行規則

平成20年12月5日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野原町林住宅の設置及び管理に関する条例(平成20年長野原町条例第28号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(家賃の決定)

第2条 条例第7条に規定する住宅の家賃は、月額25,000円とする。ただし、同居する児童全員が当該小学校を卒業した場合、中学生以上の同居者1人あたり2,000円の割増家賃を付加する。

(家賃の減免及び徴収猶予)

第3条 条例第8条の規定による家賃の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、家賃減免・徴収猶予申請書(様式第1号)に当該申請の理由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があった場合、入居者の事情その他を調査し、減免又は徴収猶予の必要の有無を決定し、家賃減免・徴収猶予承認・不承認決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(入居請書の提出)

第4条 入居の決定を受けた者は、通知を受けた日から10日以内に様式第3号による町営林住宅入居請書を町長に提出しなければならない。

(選考の特例)

第5条 町長は、申込者が募集戸数を上回った場合における、抽選に当たり当該小学校3年生以下の児童を有する世帯について、優先して入居決定する等の優遇措置を講ずることができるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、長野原町町営住宅管理条例施行規則の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

家賃減免・徴収猶予申請書

(あて先)長野原町長 様

入居者氏名 印

電話番号

次のとおり家賃の を申請します。

現在の家賃	円	
減免希望額	円	
減免希望額期間	年 月分から	年 月分まで
猶予希望期間	年 月分から	年 月分まで
理由		
猶予期間後の納入方法		

1 家族の状況

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	月収(円)
本人					

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

家賃(減免・徴収猶予)承認・不承認決定通知書

様

長野原町長

印

年 月 日付けの家賃(減免・徴収猶予)申請について、次のとおり決定しましたので、次のとおり通知します。

1 次のとおり家賃の(減免・徴収猶予)を承認します。

減 免 金 額	円	
減 免 後 の 家 賃	円	
減 免 期 間	年 月分から	年 月分まで
徴 収 猶 予 期 間	年 月分から	年 月分まで
承 認 条 件	下記のいずれかに該当するときは、(減免・徴収猶予)を取り消します。 1 申請書に事実と異なる記載があったとき。 2 長野原町林住宅設置及び管理に関する条例第10条において例とする長野原町町営住宅管理条例第41条に規定する明渡請求の対象となる行為を行ったとき。	

2 次のとおり(減免・徴収猶予)は認められませんのでご了承ください。

理 由	
-----	--

請 書

長野原町長 様

入居者氏名	実印
連帯保証人氏名	実印
性別	男・女
入居者との関係	
住所	
職業	
勤め先	
T E L	

年 月 日付けをもって、林住宅の入居許可を受けましたが、使用については、長野原町林住宅設置及び管理に関する条例及び長野原町林住宅設置及び管理に関する条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示及び命令を堅く守ります。また、連帯保証人は、入居者が本件入居に関し御町に対して負担する一切の債務につき入居者と連帯して保証することを誓約します。

上記履行の証として、連帯保証人と連署のうえ本書を提出します。

所在地	群馬県吾妻郡長野原町大字林	番地
住宅名	長野原町林住宅 棟	号室
家賃	1ヶ月	円
敷金	家賃の3ヶ月分	円

- 注) 1 連帯保証人は、独立した生計を営んでいる者で、入居者と同程度以上の収入があることが必要です。
- 2 連帯保証人の収入証明書として、源泉徴収票及び市町村及び区役所が発行する所得証明書を添えてください。
- 3 入居者及び連帯保証人は、印鑑登録してある印鑑を押印し、それぞれ印鑑登録証明書を添えてください。